第9回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時:平成24年7月12日(木)午後1時30分~午後4時00分

場所:橋本市役所 3階 議会委員会室

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、上久保修委員、笹嶋邦彦委員、贄川一郎委員、堀川憲一委員、畑野富雄委員、苅田一郎委員、丹下一子委員、矢野佳世子委員、上田良治委員、石橋英和委員、加藤昌男委員

【審議会欠席委員】

欠席者なし

【審議会内容】

1. 開会

傍聴人:なし

2. 会長あいさつ

「橋本市公共下水道事業審議会運営規程」に基づき、会議録署名委員 2 名を指名 会議録署名委員 贄川 一郎 委員 会議録署名委員 丹下 一子 委員

3. 議事

(1) 答申書(案)の取りまとめについて

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

【委員】

答申書の5ページに載っている使用料で、平成32年度には5億7,000万円となると推計していますが、これは、130円での話か、それとも150円に改定しての計算なのか。

【事務局】

現行の130円でも、10年後には約1.5倍の5億7,000万円となると試算しています。

【委員】

県の流域下水道経営計画通りの水量は見込めないのではないですか。まず、県と協議して計画自体を変更する必用があるのではないですか。(池の建設計画との関係で)

【事務局】

池の建設中断の申し入れを行っています。

【委員】

流域下水道経営計画と橋本市及び他 2 町の汚水量に、橋本市の汚水量の予測と流域下水道経営計画を比較すると、今後、大きな乖離が出てくるように思う。

流域の経営計画で現行の維持管理負担金が決まっている。この計画通り水量が伸びなければ、維持管理負担金も更に値上げしなくてはならなくなるだろうと予想される。まず、流域下水道経営計画の汚水量を確保することが先決ではないのか。

【委員】

本審議会における将来推定値(特に有収水量)と県の流域下水道経営計画における設定値との間に大きな差異が見られる。汚水量の変化が、浄化センターの建設計画及び維持管理費、すなわち維持管理負担金に係わってくるので、市の方で計画値を変更したのであれば、県と早急に詰める必用がある。

(事務局)

第3回の審議会で説明したように、現在誘致活動中の企業誘致について、今現在約8社の進出がありますが、全部で1日当たり30トンの排出量となっています。今後も、1日1,000トンも2,000トンも排出する企業が来るとは思えません。そのような企業が来てくれても、毎日使った水を排出することは考えにくく、近頃は自社内で循環させることが主流となっています。

【会長】

県の流域下水道経営計画は、見直さなければならない要素を含んでいます。けれどもその計画を見直すことは、この審議会で見直す権限は持っていません。しかし、現状では見直す必用があるが、見直しにはいろんな資料が必要となってきます。市長から言われている9月までには、とても時間がないのが現実です。

【委員】

まず市は下水道の整備を早急に進めるべきです。市民は、下水道に早くつなぎたいと思っていても市が早く工事してくれないから、下水道を使用することは出来ない、その内に消費税も値上がりします。使用料も値上げすると、その人たちが接続できるようになったとき、消費税分の補償を考えておく必用があります。それなのに、使用料を値上げするなど本末転倒です。

【委員】

アクセルばかりで無くブレーキ的なことも入れていったらいいと思います。値上げばかりで無く、下水道が整備されることにより、橋本市自体の価値が上がる。そのことによって水がきれいになり、人口が増える、人口が増えれば税収も増えるといった考え方もあると思います。

【委員】

流域下水道の経営計画では、有収水量の確保が出来ないと、その差額は県が立て替えていくことになります。建設計画を遅らせて調整できればいいですが、出来なければ、2、

3年後には、県は維持管理負担金の値上げを言ってくると思われます。試算では180円 弱になると考えられます。もっと工事が遅れれば更に高くなります。

今後、人口も減少していくそんな中でもっと厳しくなります。市として今後どうしていくか、次に何をするかをちゃんと決めなければなりません。

【委員】

審議会からの付帯意見を全面に出していただきたい、値上げに関する記述は後回しでいいと思います。

【委員】

審議会からの付帯意見について、具体的にかけないのであれば、いっそ削除してはどうか。

【委員】

下水道を使っていない人から、下水道対象経費を税金から支出しているということであるが、金額的にいくらが妥当であるのかの検討が必要である。

基準外繰入金として一般会計から支出する限度額を決める必用があると思います。

【委員】

一般会計を圧迫することについては、他事業に多大の影響を与えることから好ましくない。そのため、使用料を改定することは致し方ないと考えます。ですが、答申書(案)にあるように「今回、使用料を改定することは妥当であると考えます。」は、「致し方ない」や「やむを得ない」との表現に改めるべきであると思います。

【事務局】

審議会からの付帯意見を検討するため、審議会の中に小委員会を立ち上げる計画を持っています。

【委員】

次回の審議会で、答申書(案)は確定するが、市長に答申する際、審議会の委員からは、 値上げに反対の意見を持っている委員もいることを、また、各委員の意見を要約して、会 長さんから答申する際に市長に伝えてほしい。

【委員】

審議会からの付帯意見にある、農業集落排水施設の公共下水道接続は、大変困難な面を 持っているため、一長一短ではなしえないと思います。

【委員】

審議会からの付帯意見については、まだ文言的に甘い表現となっていると思います。

【委員】

浄化センターの経費削減、コストダウンについては、実際の運営部分での削減はもとより、現在でも広大な未利用敷地がある。ここに太陽光パネルを設置するなど、有効利用に努めてはどうか。

【会長】

遊休地の有効利用を考えて、太陽光発電やいろんな検討を行い、コスト削減につなげる ことは可能です。出来ることを考えていかなければならないと考えます。

今回の諮問による答申については、9月までにということであるので、付帯意見にあるような項目を具体的に検討する時間は無い。今後、審議会として具体的に検討していく方向であると考えています。

【部長】

今後、審議会に小委員会を設けて、下水道事業に関する案件(審議会からの付帯意見に あるような案件)について、審議していただくように、市長、副市長とも協議を行い、了 解を得ています。

【委員】

前回も言ったが、公共施設でまだ未接続があると聞いています。公共施設の接続を完了 していない段階で、市民に対して接続しろと言っても無理がある。

調査をお願いしていたが、調べてくれたか。

【事務局】

調査は実施しましたので報告致します。

- ・消防納庫 4 箇所未接続、本年中に 2 箇所接続予定、残りは次年度で予算措置を行い接続 する予定
- ・市営住宅 1箇所未接続、ストック活用計画の中で、棟の集約団地に位置づけているので 今後検討する。
- ・集会所等 11 箇所未接続、中には水回りのない施設がある。 (1 箇所) また、集会所は 地元管理となっているものがほとんどで、地元区において接続する事になります。これに ついては、市から補助金を支出することになります。

4. その他

(1) 次回審議会の日程について

事務局より次回の審議会日程について確認を行う。

【確認】

次回 第10回審議会日程 8月7日(火)午後1時30分~

場所:橋本市役所 3階 議会委員会室

次々回 第11回審議会は、答申書を市長に手渡すことを考えています。

市長と会長、副会長の日程調整によりまして、8月31日(金)午後1時30分からの実施となります。

「答申書の手渡しは、会長、副会長で市長に手渡すことでいいのではないか」 との意見が出され、事務局で検討して次回の審議会で実施方法について報告 することとします。

5. 閉会 閉会時間 午後4時00分

***	Δ⊐⊤	1	H
4年4年	₩	夹	24

議	長		
会議録署名	5委員		
会議録署名	7.委員		